

【日野市】  
（リーフレット）

## 保護者の皆様へ

# 中学校で「特別支援教室モデル事業」を実施します。 東京都からの委託を受け、平成28年度と平成29年度に順次実施します。

小・中学校の通常の学級に在籍している発達障害（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の児童・生徒の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、他校に設置された「情緒障害等通級指導学級」で特別な指導を受けています。

東京都教育委員会では、平成28年度から平成30年度の間に、都内全ての小学校に「特別支援教室」を設置し、児童が他校に通うのではなく専任の教員が巡回して在籍校で指導を行う方針を決定し、日野市教育委員会でも、小学校に順次「特別支援教室（呼称：ステップ教室）」を導入しています。

東京都教育委員会では、中学校においても、小学校に引き続き、適切な指導と必要な支援を行う体制整備が求められることから、中学校における「特別支援教室」の導入についてモデル事業を実施し、その研究と検証を行うことになりました。日野市教育委員会では、東京都教育委員会からの委託を受け、平成28年度と平成29年度に特別支援教室モデル事業を実施します。



### 【特別支援教室導入により期待される効果】

- ・通級指導学級による指導を在籍の学校で実施することで、より多くの児童・生徒が支援を受けられるようになり、学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られる。
- ・在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られる。
- ・教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、理解が図られる。

### 平成28年度特別支援教室モデル校

（拠点校）日野第三中学校  
（巡回校）日野第一中学校  
三沢中学校・平山中学校  
※2学期以降巡回指導開始予定

### 平成29年度特別支援教室モデル予定校

平成28年度モデル校に加え、他の中学校に拡大予定  
日野第二中学校・七生中学校  
日野第四中学校・大坂上中学校

平成28年6月  
日野市教育委員会

（市教育広報）



日野市教育広報  
第110号

発行 日野市教育委員会（編集 教育部学校課）

教育目標  
 ① らこう世界へ  
 ② びようとみに  
 ③ くろう夢を  
 ④ えよう自分を

紙面から

オリンピック・パラリンピック教育推進校の取り組み、  
 特別支援教室について、コラム …………… 1  
 小学校の窓 …………… 2-3  
 夏休みは市立図書館へ、アートフェスティバル 他・4

小学校におけるステップ教室の開設予定  
（特別支援教室）

指導開始年度	拠点校	巡回校
平成28年度	日野第八小学校	濁徳小学校、七生緑小学校
平成29年度	日野第一小学校	日野第四小学校、仲田小学校
	日野第五小学校	日野第六小学校
平成30年度	滝合小学校	平山小学校、旭が丘小学校
	南平小学校	豊田小学校、夢が丘小学校
	東光寺小学校	日野第三小学校、日野第七小学校

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒の一部は、市内の学校に設置された「情緒障害等通級指導学級」に通い、特性に応じた特別な指導を受けています。

都内の公立小学校では、児童が「情緒障害等通級指導学級」に通う体制から、各小学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回して児童の在籍小学校で指導を行う体制に移行します。

日野市教育委員会では、特別支援教室を「ステップ教室」として、平成28年度から平成30年度までに、順次開設していきます。

また、中学校においても、東京都からの委託を受け、特別支援教室モデル事業を実施します。

なお、ステップ教室（特別支援教室）で指導を受けるには、手続きが必要です。詳しくは、在籍学校及び教育支援課までご相談ください。

☎ 教育支援課（エール（発達・教育支援センター）内） ☎ 589・8877

中学校におけるステップ教室のモデル事業  
（特別支援教室）

モデル開始時期	拠点校	巡回校
平成28年度 2学期以降	日野第三中学校	日野第一中学校、 三沢中学校、 平山中学校
平成29年度中	日野第二中学校	七生中学校
	日野第四中学校	大板上中学校



**【特別支援教室導入により期待される効果】**

- 通級指導学級による指導を在籍の学校で実施することで、より多くの児童・生徒が支援を受けられるようになり、学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られる。
- 在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られる。
- 教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、理解が図られる。

ステップ教室（特別支援教室）の開設について

【狛江市】  
（リーフレット）

全ての学校の全ての学級で、全ての教員による、全ての子どもたちのための特別支援教育

狛江市立中学校で 情緒障害等通級指導学級「くすのき学級」担任による

## 巡回指導（特別支援教室）が始まります!!

平成28年度から狛江市立中学校では、狛江第二中学校くすのき学級（通級指導学級）担任による特別支援教室への巡回指導を開始します。

### 巡回指導（特別支援教室）とは？

拠点校である狛江第二中学校のくすのき学級担任が、通級指導を希望する生徒が在籍する中学校へ巡回して指導します。このことにより、生徒は在籍する学校の特別支援教室で指導を受けることができます。

「生徒が動く」から  
「先生が動く」へ



**拠点校**  
狛江第二中学校（くすのき学級）

**巡回校**  
狛江第一中学校  
狛江第三中学校  
狛江第四中学校

特別支援教室では、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導（自立活動）が中心となります。



学校名 <small>太字は拠点校</small>	住所	電話番号
狛江第一中学校	和泉本町2-15-1	3480-0121
<b>狛江第二中学校（くすのき学級）</b>	猪方2-7-1	3480-8891
狛江第三中学校	元和泉1-23-1	3489-5416
狛江第四中学校	東野川4-1-1	3480-9691

(市教育広報)

# 狛江の教育

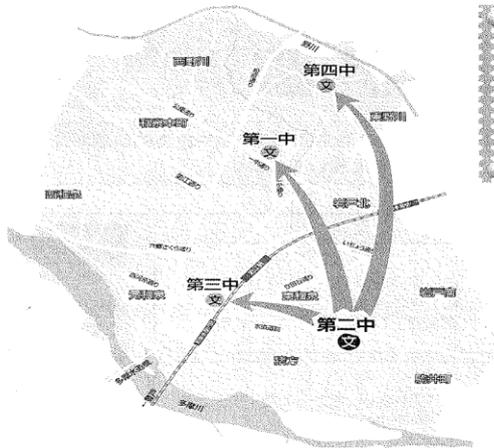


発行 狛江市教育委員会事務局  
 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
 〒201-8585 電話03-3430-1111  
 ホームページアドレス http://www.city.komae.tokyo.jp  
 平成28年3月20日発行 第117号

狛江市立中学校で 情緒障害等通級指導学級「くすのき学級」担任による

## 巡回指導(特別支援教室)が始まります!!

平成28年度から狛江市立中学校では、狛江第二中学校くすのき学級(通級指導学級)担任による特別支援教室への巡回指導を開始します。



### 巡回指導(特別支援教室)とは?

拠点校である狛江第二中学校のくすのき学級担任が、通級指導を希望する生徒が在籍する中学校の特別支援教室へ巡回して指導します。このことにより、生徒は在籍する学校で通級指導を受けることができます。

### 「生徒が動く」から 「先生が動く」へ

特別支援教室では、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導(自立活動)が中心となります。

学校名 ※下線は拠点校	電話番号
狛江第一中学校	3480-0121
<u>狛江第二中学校(くすのき学級)</u>	3480-8891
狛江第三中学校	3489-5416
狛江第四中学校	3480-9691



えだまめ王子

### 特別支援教室の指導

○特別支援教室の目的

生徒の生活面や学習面での困難を克服・改善することが目的です。個別指導計画に基づき、生徒一人ひとりのニーズに応じた指導を行います。在籍学級やくすのき学級担任及び家庭との連携を重視して指導の充実に努めていきます。

※個別指導計画・生徒の実態把握を基に一人ひとりの指導方法・場面、手だて等を明記したもの

#### 小学校の特別支援教室における指導の様子



個別指導の様子



小集団指導の様子

#### ○指導の内容

特別支援教室では、基本的な生活習慣を確立することや正しい言葉のやりとりを身に付けること、自分の意思を適切に伝えることなどの指導(自立活動)を個別指導や小集団指導により行います。

### 特別支援教室 Q&A

Q1 特別支援教室になると、どのようなことが変わりますか。

A1 「在籍学級での授業進度への不安が減る」ことです。通級指導学級への移動時間がなくなったことにより、在籍学級において学習する機会が増えることとなります。指導内容については、従来の通級指導学級と同様の指導を実施します。

Q2 特別支援教室は、どのような子どもが利用できるのですか。

A2 特別支援教室は、これまで市内に1校しか設置されていなかった通級指導学級で行われていた指導を、在籍している全ての学校で受けられるようにするものです。したがって、通級指導学級への就学が適当であると就学支援委員会が判定したお子さんが利用対象となります。

Q3 特別支援教室の利用について、誰に相談すればいいのですか。

A3 まずは、各学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。その他、特別支援教室についてお聞きになりたい場合は、狛江市教育委員会(左記参照)までご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

「入退級等の就学について」 学校教育課学務保健係  
 「指導内容等について」 指導室

狛江の教育は市ホームページの教育委員会、広報「狛江の教育」からもご覧になれます。



## 9 モデル事業実施区市における巡回指導教員の服務等について（目黒区の例）

### ○ 身分等の取扱いについて

- (1) 巡回指導教員は、拠点校を本務校とし、巡回指導を行う生徒の在籍校（以下「巡回校」という。）を兼務校とする兼務発令を受ける。
- (2) 巡回校において、巡回指導教員に対する命令は、巡回校校長が発する。

### ○ 勤務等について

- (1) 連絡・調整を図るために、拠点校の全教員が原則として週1日以上は拠点校に勤務する曜日进行を設ける。
- (2) 巡回校で指導を行う日は、原則として朝から巡回校に出勤し退勤する。ただし、部活動の顧問を任ぜられているなどの理由がある場合はこの限りではない。その場合、拠点校に出勤した後、巡回校に移動する場合は、自宅から拠点校は通勤、拠点校から巡回校への移動は出張扱いとなる。

- ◎出勤簿は、拠点校が用意し、巡回校は出勤補助簿（用紙は同じ）を用意する。  
巡回校校長は、毎月末に写しを拠点校に送付するとともに、年度末に出勤補助簿原本を拠点校校長に送付する。拠点校は、送付された出勤補助簿の内容を確認し、出勤簿と併せて保管する。
- ◎自宅と拠点校の間、自宅と巡回校の間は、通勤となる。なお、巡回校の出勤回数は、通勤手当の算出のため、年度当初にあらかじめ定める必要がある。年度途中で担当校が変わった場合は、改めて通勤届を提出する必要がある。

- (3) 出張・旅行命令及び旅費の請求は、拠点校校長が行う。
- (4) 巡回指導教員が巡回校勤務日に休暇を取得する場合は、拠点校及び巡回校に本人から連絡する。休暇の承認は拠点校校長（事務処理上の命令権者は副校長）が行う。
- (5) 週ごとの指導計画は、拠点校管理職が管理を行うが、巡回校管理職においても確認する。

### ○ 校務分掌について

- (1) 巡回指導教員の校務分掌は拠点校で割り振る。
- (2) 巡回校での巡回指導教員の校務分掌は、特別支援教育コーディネーター（副担当）のみとする。  
\*各中学校は、2名以上の特別支援教育コーディネーターを指名することになる。
- (3) 巡回校において、巡回指導教員への補教割当は行わない。
- (4) 巡回指導教員は、原則として拠点校の職員会議に出席し、巡回校の職員会議には出席しないが、巡回校生徒のケース会議や支援会議については、特別支援教育コーディネーターとして出席する。

### ○ 学校行事等への関わりについて

- (1) 始業式、終業式、入学式、卒業式、離任式、運動会、学芸会等の行事は、原則として拠点校の行事に参加することとし、巡回校の行事参加については、巡回校の指導日に当たっていて、必要がある場合のみとする。  
なお、拠点校や巡回校の振替休日は、特別支援教室の指導は休みとなる。
- (2) 巡回校では、特別支援教室の指導予定時間には、行事の練習を計画しないよう配慮する。やむを得ず行事と指導時間が重なる場合は、事前に巡回指導教員に知らせることとする。特別支援教室の指導時間に、急遽行事の練習が重なった場合には、生徒は行事の練習に入り、巡回指導教員は特別支援教室の利用生徒を支援する。

○ その他

- (1) 巡回校では、ロッカーや靴箱を担当教員分、巡回指導教員用の机・椅子を1台以上、職員室に設置する。また、ホワイトボードや出退勤ネームプレート等巡回指導教員の動静を確認できるシステムを準備する。
- (2) 巡回校においても必要な作業ができるように、巡回指導教員のための校務LAN用PCを配置する。該当のPC本体には、「巡回指導教員用」と明記する。
- (3) 巡回校の給食費の支払方法は、月ごとの口座振替か都度現金払いか、巡回校と協議の上決める。
- (4) 巡回指導教員には、1人につき1台PHSを配布する。緊急時の連絡のほか、常に携帯し、拠点校・巡回校からの連絡に使用する。